

総合事業の対象者について

Q 1 5月30日の説明会資料P8の内容について確認です。

平成28年9月30日までに要支援の認定を受けている方は、平成28年10月1日より要支援の認定期間終了後、順次総合事業の対象者となると理解しています。しかしながら、通所介護と訪問介護しかサービス提供を受けていない方については、要支援の認定期間終了前に高知市は平成28年10月時点で総合事業の対象者となるよう総合事業対象者になるべく変更を勧めていく旨、ご説明いただいたと理解しましたが、そのような理解でよろしいでしょうか。

A 1 平成28年9月30日に要支援認定有効期間が満了となる方で、①平成28年10月1日から要支援認定の更新を受けた場合、②基本チェックリストの実施により事業対象者となった場合は、平成28年10月1日より、総合事業の訪問型サービスと通所型サービスに移行します。このように、現行の認定有効期間の満了に際し、順次総合事業のサービスに移行します。

要支援認定を受けているか事業対象者かどうかに関わらず、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、総合事業の訪問型サービスと通所型サービスとなります。

対象者に対して、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスに変わることを説明していただき、総合事業のサービス提供に関する契約の手続きを行うこととなります。

訪問介護と通所介護のみサービス提供を受けている方については、現行の認定有効期間の満了に際し、地域高齢者支援センター等が基本チェックリストの実施について説明し、同意を得られた場合のみ、認定更新の手続きを行わず、サービス利用へつなげます。基本チェックリストの実施について同意を得られなかった場合には速やかに認定更新の手続きを行います。

利用限度額について**Q2 利用限度額についてお伺いします。**

- (1) 平成28年9月30日時点で疾患が脳血管障害のみ。認定期間が平成28年12月31日までの要支援2の方がいたとして、平成29年1月1日から総合事業の対象者になりますが、その場合の利用限度額は、5,003単位になるという理解でよいでしょうか。
- (2) 上記の場合、認定区分に変更がないと仮定すると、平成29年1月1日からの通所介護の算定は「通所型サービス費Ⅰ」を算定すべきか「通所型サービス費Ⅱ」を算定することになるのかご教示をお願いします。
- (3) 区分支給限度額変更届について
 - ① 変更届を提出するか否かを決定することができるのは「地域高齢者支援センター」のみなのでしょうか。その変更届提出に際してはご本人、ご家族の意向を反映できる手続きを予定されていますか。
 - ② 区分支給限度額変更届を提出できる要件について
 - ア 慢性心不全や腎不全「等」となっていますが、「等」の内容についてご説明をお願いいたします。
 - イ 食の管理や「健康管理」が必要な状態とあります。この「健康管理」には当然、バイタルチェック、水分摂取の支援、口腔機能向上のための支援等が入ると考えますが、その理解でよろしいでしょうか。

A2 (1) 平成29年1月1日からの区分によって利用限度額が決まります。

要支援1 5,003単位

要支援2 10,473単位

事業対象者 5,003単位

- (2) 認定区分に変更がないということであれば、要支援2となりますので、利用限度額は要支援2の利用限度額「10,473単位」となります。

通所型サービスは「通所型サービス費Ⅱ」を算定することになります。

- (3) ① 区分支給限度額変更届については、地域高齢者支援センターや担当ケアマネジャーが基本チェックリストやアセスメント結果に基づいて、区分支給限度額変更が必要と判断した場合に所定の申請書により、高齢者支援課へ届け出を行います。

ご質問の変更届提出に際しての本人、ご家族の意向を反映できる手続きを予定しているかどうかについては、地域高齢者支援センター等が面接の中で生活の困りごと等をお聞きした上で、意向を確認します。そのうえで、区分支給限度額変更届のみならず、必要があれば要介護認定申請の手続きを行います。

- ② 区分支給限度額変更届を申請できる要件の「慢性心不全や腎不全等」とは、慢性心不全や腎不全のように、病状が進行し、主治医からの食事制限や生活指導等の指示があり、食管理や健康管理が必要な場合等を言います。

「健康管理」は上記のような状態にあり、バイタルチェックや食事・水分管理を行う場合を言います。

通所型サービスCについて

Q3 通所型サービスCについてお聞きします。

- (1) プロポーザル方式により委託事業者を選定することになるようですが、その募集要領はいつごろ提示していただけますでしょうか。
- (2) 予定されている委託期間が1年以内の短期間である場合、事業の評価が十分にできない可能性があると考えます。十分な評価期間を経て、事業対象者の自立を支援できる有効なサービスであると評価されるとすれば、C型は総合事業の一翼を担うサービスとしてサービスを継続することが公共の福祉に寄与できると理解しています。通所型サービスCの委託期間及び事業の継続性についてどのようにお考えでしょうか。

- A3 (1) 平成29年中に開始する予定です。募集時期は未定です。
(2) 通所型サービスCは、単年度での契約を想定しています。

サービスコードについて

Q4 サービスコード、単位数等一覧表をCSV出力できるようにホームページに載せていただけますか。

- A4 高知市高齢者支援課のホームページに掲載予定です。
アドレス <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/130/sougoujigyou.html>

Q5 会計の区分について、総合事業と予防の会計を別にする必要がありますか。

- A5 社会福祉法人においては、社会福祉法人会計基準に基づき会計区分を行ってください。他の法人格においては、関係所轄庁等の会計基準に基づき処理してください。